平成２２年（フ）第２８４号
北九州市戸畑区沖台２丁目１番３―508号
債務者　寄能まさみ（旧姓柴谷・岩本）
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２９４号
北九州市八幡西区浅川町４番６号
債務者　金子　千明
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３１０号
北九州市小倉北区高尾１丁目２番２号
債務者　山口　和美
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５９４号
宮崎市大字赤江409番地　市住173―18
債務者　池宮　潤一
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２４号
宮崎県児湯郡都農町大字川北3794番地
債務者　児玉久美子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目８番45号　宮田コーポ101号
債務者　宮本　美里（旧姓徳留）
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
兵庫県明石市和坂稲荷町415―１第２田口コーポ201
債務者　本田　和子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
兵庫県明石市二見町東二見1022―４高橋文化東号
債務者　免田　一郎
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
神戸市西区玉津町上池296―１市住５―202
竹中きみ子様方
債務者　松岡　和代
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
神戸市西区伊川谷町長坂866―４―401
債務者　川口　映子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

更生計画認可

平成２０年（ミ）第３号
三重県伊賀市円徳院字中熊谷1636番
更生会社　阿山カンツリー株式会社

平成２０年（ミ）第４号
三重県伊賀市円徳院字中熊谷1636番
更生会社　株式会社ヒューマン・トータル・マネイジメント
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　定義（省略）
第２章　更生会社２社の概要（省略）
第３章　更生計画の基本方針（省略）
第４章　合併等
第１節　吸収合併
阿山カンツリー株式会社（以下「阿山カンツリー」という。）とヒューマン・トータル・マネイジメント株式会社（以下「ヒューマン・トータル・マネイジメント」という。）は、次節以下に定めるとおり、阿山カンツリーを吸収合併存続会社、ヒューマン・トータル・マネイジメントを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う。
第２節　合併による株式の不交付等
１　ヒューマン・トータル・マネイジメントの株主の取扱い
阿山カンツリーは、吸収合併に際して、ヒューマン・トータル・マネイジメントの株主に対して株式その他の財産を交付しない。すなわち、ヒューマン・トータル・マネイジメントの株式は、すべて無償消却する。
２　阿山カンツリーの株主の取扱い
⑴　新更生会社は、合併の効力が生じると同時に、阿山カンツリーの発行済み全株式を取得する。
⑵　前記⑴による株式の取得の効力が生じた時点で、当該取得された株式を有していた者に対し、株券の提出は求めない。
３　更生債権者等の取扱い
阿山カンツリーは、吸収合併に際して、ヒューマン・トータル・マネイジメントの更生債権者又は更生担保権者に対して株式その他の財産を交付しない。
第３節　吸収合併の効力発生日
吸収合併がその効力を生ずる日は、更生計画認可決定の日とする。
第４節　役員の選任（省略）
第５章　新会社の設立
第１節　新会社の設立
新更生会社は、更生計画認可決定の日の後であって管財人の定める日に、会社更生法183条に基づき、本章の定めるところにより、株式会社（新会社）を設立する。
第２節　新会社の目的等
１　目的
⑴　ゴルフ場の経営
⑵　各種遊技場の経営
⑶　ホテル、食堂、売店及び喫茶店の経営
⑷　飲食店業の経営
⑸　公衆浴場の経営に関する業務
⑹　全各号に付帯する一切の業務
２　商号
ＭＩＴＯゴルフ株式会社